

平成18年度「観光地域づくり実践プラン」応募要領

目 次

1. 実践プランの目的
2. 実践プランの実施主体
3. 実践プラン応募のための提出書類
4. 応募期間
5. 実践プランの選定
6. その他応募にあたっての留意事項選定
7. 国土交通省担当窓口
8. 計画書様式への記入要領

1. 実践プランの目的

「観光地域づくり」とは、外国人観光客の増加、地域の経済活性化、生活環境向上、国民等の観光ニーズに応えることを目的として、地域特性を踏まえた観光戦略に基づき、多様な地域資源を活用し、地域の幅広い関係者が一体となって進める、観光を軸とした良好な地域づくりの取り組みのことです。

観光立国の実現に向け、地域に住む人々がその地に住むことに誇りをもち、幸せを感じるとともに、外国人観光客にとっても魅力あふれる「一地域一観光」の推進が求められています。

こうした中で、観光地域づくり実践プラン（以降、「実践プラン」と略す。）は、単独の市町村または複数の市町村を対象に、地域が行う、魅力ある景観形成等の観光地域づくりの取り組みを国土交通省が所管のハードとソフトの事業、施策により総合的、重点的に支援し、実現を図っていくことを目的としています。

2. 実践プランの実施主体

「観光地域づくり」を実施しようとする市町村は、関係者*からなる「協議会」の設置を前提として、「観光地域づくり実践プラン計画書」を作成します。（応募の段階では「協議会」が設置されている必要はありません。）この協議会は、実践プラン実施にあたっての中心的な役割を果たします。

〔* 関係者とは、有識者、旅行事業者や交通事業者等の観光関係事業者、NPO等の関係団体の代表、地元関係者、関係市町村職員・関係都道府県職員等、関係市町村が協議会の構成員として必要と判断する方々です。〕

3. 実践プラン応募のための提出書類

実践プランの応募に際しては、「平成18年度観光地域づくり実践プラン計画書」を別紙様式（【様式1-1】～【様式1-12】）に従って作成し、「4. 応募期間」内に最寄りの国土交通省担当窓口へ提出してください。

4. 応募期間

平成18年2月6日（月）から平成18年4月10日（月）までとします。

郵送による場合は、期間内に届くように送付して下さい。

5. 実践プランの選定

（１）選定体制

国土交通省が計画書等の内容をもとに厳正な審査を行った後、学識者等からなる委員会に実施プランの選定について諮り、委員会からの推薦を受けて、選定するか否かを決定します。

（２）選定のポイント

選定は、以下の視点に特に着目して行われます。

- 地域の観光魅力、国内外の観光客を迎え入れる体制の観点から、観光地としての発展性が高いと判断される地域であること
- 観光戦略が地域固有の特性を踏まえたオリジナリティと創意・工夫を有するものであって、地域の自助努力を基本とするものであること
- 事業プランで観光戦略を実現するための具体的課題とその解決のための事業・施策が明確かつ具体的に位置づけられていること。なお、具体の事業・施策は「民間ハード事業」、「公的関連ハード事業」に偏ることなく、ハードとソフトの連携、既存観光資源・インフラの利活用などが効果的なものとなっていること
- 事業プランに地域の観光振興を進める構想推進事業者*が行うソフト事業またはハード事業のいずれかが位置づけられていること

〔*社団法人または財団法人、NPO、その他外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（外客誘致法）第6条第1項に基づく国土交通省令で定める者とします。〕

- NPO等の関係団体や地域住民との連携など、地域の理解と協力及び参加が十分得られる、官民一体となった地域づくりの推進体制となっていること

（３）選定通知

国土交通省は、選定された実践プランの計画について、各担当窓口を通じて、当該協議会へ通知を行います。選定通知を受けた協議会は、実践プラン実施のため、事業・施策の実施主体に対して説明を行い、各事業・施策毎のアクションプログラムの策定を依頼して下さい。

選定されなかった実践プランの計画については、各担当窓口を通じて、非選定理由とあわせて当該協議会へ通知を行います。なお、選定されなかった計画については、その内容を見直した上で、次年度以降再度の応募を行うことができます。

6. その他応募にあたっての留意事項

基本構想は、外客誘致法に基づく「地域観光振興計画」と、事業プランは、外客誘致法に基づく「地域観光振興事業構想」とそれぞれ調和が保たれたものとして下さい。

応募に必要な書類等の様式については、国土交通省ホームページにアクセスすれば、入手することができます。

(<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kankoplan/index.htm>)

また、基本構想の策定に際しては、必要に応じて、観光戦略及び事業プランの計画案を公表し、地域住民等の意見を聴取するＰＩ（パブリック・インボルブメント）*を実施の上、観光地域づくり実践プラン計画書に反映させて下さい。

〔*ＰＩとは、施策の目標や社会資本の整備水準等について、計画段階から国民や住民とともに考えていく手法です。〕

7. 国土交通省担当窓口

北海道開発局開発監理部開発調整課	
〒060-8511 札幌市北区北8条西2丁目	011-709-2311
北海道運輸局企画振興部観光振興課	
〒060-0042 札幌市中央区大通西10丁目	011-290-2723
東北地方整備局企画部企画課	
〒980-8602 仙台市青葉区二日町 9-15	022-225-2171
東北運輸局企画振興部観光振興課	
〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1	022-791-7510
関東地方整備局企画部広域計画課	
〒330-9724 さいたま市中央区新都心2-1	048-600-1330
関東運輸局企画振興部観光振興課	
〒231-0003 横浜市中区北仲通5-57	045-211-7265
北陸地方整備局企画部広域計画課	
〒950-8801 新潟市美咲町1-1-1	025-370-6687
北陸信越運輸局企画部観光振興課	
〒950-8537 新潟市万代2-2-1	025-244-6118
中部地方整備局企画部広域計画課	
〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1	052-953-8129
中部運輸局企画振興部観光振興課	
〒460-8528 名古屋市中区三の丸2-2-1	052-952-8009
近畿地方整備局企画部広域計画課	
〒540-8586 大阪市中央区大手前1-5-44	06-6942-1141
近畿運輸局企画振興部観光振興課	
〒540-8558 大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6411
中国地方整備局企画部広域計画課	
〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30	082-221-9231
中国運輸局企画振興部観光振興課	
〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30	082-228-8701
四国地方整備局企画部広域計画課	
〒760-8554 高松市福岡町4-26-32	087-851-8061
四国運輸局企画振興部観光振興課	
〒760-0068 高松市松島町1-17-33	087-835-6357
九州地方整備局企画部企画課	
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
九州運輸局企画振興部観光振興課	
〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-472-2920
沖縄総合事務局開発建設部建設行政課	
〒900-8530 那覇市前島 2-21-7	098-866-0090
沖縄総合事務局運輸部企画室	
〒900-8530 那覇市前島 2-21-7	098-866-0064

土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時30分から午後5時まで。